

産業廃棄物収集運搬業許可証

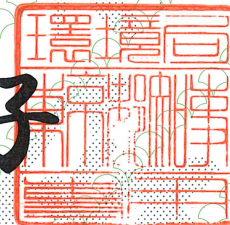
住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目 1 番 1 1 号

氏名 日盛運輸株式会社
代表取締役 宇田川 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 3 月 1 日

許可の有効年月日 令和 9 年 2 月 2 8 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 1 6 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

（以上 8 種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目 1 7 番 2 3 号（第二工場）

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4 年 3 月 1 日

新規許可

令和 4 年 3 月 1 日

更新許可

第 6 回

令和 6 年 3 月 26 日

変更届

積替え保管を行う産業廃棄物の追加（廃乾電池）

令和 7 年 3 月 28 日

変更届

積替え保管を行う産業廃棄物の減少

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

都認定番号 6-22-B0031

産廃エキスパート



東京都

(裏面)

許可番号 第 1 3 - 1 0 - 0 0 1 5 3 9 号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目 1 7 番 2 3 号 (第二工場)

積替え保管面積：1, 094. 50m² 最大保管高さ：2. 0 m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	バール缶 72 個	1. 44m ³
廃酸	ドラム缶 1 個	0. 20m ³
廃アルカリ	ドラム缶 1 個	0. 20m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃 O A 機器、廃 小型家電製品に限る。)	コンテナ 4 台	5. 76m ³
動植物性残さ	コンテナ 4 台	2. 80m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	ドラム缶 24 個	4. 80m ³
	保管量合計	15. 20m ³

(以下余白)